

こども医療費助成制度の対象者が 中学3年生まで拡大されました

【お問い合わせ】

国保医療課 福祉医療係

28・6017

■助成対象

0歳児～中学3年生（15歳年度末）

■新たに助成対象になる方

小学1年生～中学3年生

※心身障害者（緑色）・ひとり親家庭（ピンク色）の受給者証をお持ちの方は、そちらが優先になりますので、申請の必要はありません

※心身障害者（オレンジ色）の受給者証をお持ちの方は、こども医療費が優先になりますので、申請をお願いします。なお、オレンジ色の受給者証は、市役所に返還してください
※生活保護法による医療扶助を受けている方や健康保険に加入していない方は、対象になりません

助成を受けるには事前に申請が必要ですので、まだお済みでない方は申請をお願いします。

■申請に必要なもの

○お子さまの健康保険証

○申請案内文書

○認め印

■申請場所

国保医療課・各庁舎市民窓口センター

制度を利用するには



県内の病院などにかかるとき

病院などの窓口で、必ず「健康保険証」と「受給資格証」を提示してください。保険診療分の医療費は無料になります。

※必ず申請をして受給資格証の交付を受けてください。申請をしないと医療費の助成は受けられません

※小・中学生は窓口負担が必要な医療機関がありますので、7ページの「医療費について」をお読みください

県外の病院などにかかるとき

病院などの窓口で自己負担額をいったん支払い、次のものを持って、国保医療課または最寄りの市民窓口センターで払い戻しの請求手続きを行ってください。

○領収書（保険適用点数などが記載されているもの）

○受給資格証

○認め印

○口座が確認できる通帳など

○高額療養費支給決定通知書など（健康保険から高額療養費や付加給付金などの支給がある場合）

※助成金請求書の用紙は、国保医療課及び市民窓口センターに備え付けています

受給資格証の提示をせずに県内の医療機関にかかるとき

県外の病院などにかかるときと同様です。窓口で自己負担額を支払い、後日、市役所で払い戻しの請求手続きを行ってください。

県内医療機関にかかるときは、必ず健康保険証と受給資格証を窓口で提示してください。



9月30日までの小・中学生の入院医療費について

すでに助成を行っている小・中学生の入院医療費については、払い戻しの請求を受け付けています。

■請求に必要なもの

○領収書（保険適用点数などが記載されているもの）

○お子さまの健康保険証

○認め印

○口座が確認できる通帳など

○高額療養費支給決定通知書など（健康保険から高額療養費や付加給付金などの支給がある場合）

■医療費の請求期限

診療月の翌月から数えて2年間

医療費はみなさんの保険料で賄われています。適正な受診を心掛けましょう。